

建築基準法第42条道路の調査手順

- ※ 建築確認申請では、敷地に接しているすべての道路の判定を要する。字図で法定外道路等の未判定道路が無いチェック
- ※ 判定区間：道路調査は建築予定地前だけを調査するのではなく、路線として調査する必要があります。基本的には基準法の道路から基準法の道路間までの通り抜けている区間を調査します。



記入事項の説明

太枠の中の必要事項を記入していただきます

添付書類の説明

- ・付近見取り図
- ・道路地図(写真撮影箇所の番号と道路幅員を記載してください。字図に記載しても可)
- ・字図
- ・写真(番号を付与してください。起点と終点及び途中の道路幅員の変化点及び交差点付近の写真が必要です。)

※建築基準法道路調査の道路幅員には二次製品の道路側溝を含みます。蓋は無くても可。素掘りの水路は道路幅員には含めません。

- ・道路断面図 ※特別な形状の場合を除き添付の必要はありません
- ・登記簿謄本 ※通常は必要ありません。通路が個人の共有物の場合や、基準日以前の建ち並びを証明する場合に必要です)
- ・提出書類は2部(確認調書、添付書類も含む)
- ・処理期間等:(標準処理期間は2週間)

概ね1週間から10日間後に県土整備事務所建築指導課から申請者あてに直接連絡が入ります。

※お問い合わせは、朝倉県土整備事務所建築指導課(0946-22-1859)まで